

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 森本工業株式会社
 住所 奈良市八条一丁目814-5
 代表者氏名 代表取締役 森本勝斗
 電話番号 0742-62-3591
 FAX番号 0742-61-1302
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称・森本工業株式会社
住 所・奈良市八条一丁目814-5

代表者氏名・代表取締役 森本勝斗



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	・森本工業株式会社		
住 所	・奈良市 ・八条一丁目814-5		
フリガナ 代表者の氏名	・代表取締役 森本勝斗		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名	代表取締役森本勝博	代表取締役森本勝斗	

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 森本工業株式会社

住 所 奈良市八条一丁目814-5

代表者 氏名 代表取締役 森本勝斗



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市八条一丁目814番地の5
森本工業株式会社

会社法人等番号	1500-01-002433	
商 号	森本工業株式会社	
本 店	<u>奈良市八条一丁目809番地の2</u> <u>奈良市八条一丁目814番地の5</u>	平成 1年12月 1日変更 ----- 平成 21年 7月 1日移転 ----- 平成 21年 7月 2日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和60年9月18日	
目的	<u>1. 各種土木建設工事並びに建築工事の設計、施工、監理、請負</u> <u>2. 土地造成業</u> <u>3. とび土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、塗装及び水道施設等の工事請負業</u> <u>4. 造園工事業</u> <u>5. 管工事業及び電気工事業</u> <u>6. 不動産の売買、仲介、斡旋並びに管理</u> <u>7. 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬、処理</u> <u>8. 前各号に附帯関連する一切の業務</u> 平成 19年 12月 16日変更 平成 19年 12月 21日登記	
	<u>1. 各種土木建設工事並びに建築工事の設計、施工、監理、請負</u> <u>2. 土地造成業</u> <u>3. とび土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、塗装及び水道施設等の工事請負業</u> <u>4. 造園工事業</u> <u>5. 管工事業及び電気工事業</u> <u>6. 不動産の売買、仲介、斡旋並びに管理</u> <u>7. 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬、処理</u> <u>8. 一般貨物自動車運送事業</u> <u>9. 前各号に附帯関連する一切の業務</u> 令和 3年 4月 1日変更 令和 3年 4月 1日登記	
発行可能株式総数	3200株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 800株	

奈良市八条一丁目814番地の5
森本工業株式会社

株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記
資本金の額	金4000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	<p>取締役 <u>森本勝博</u></p> <p>取締役 <u>森本勝人</u></p> <p>取締役 <u>森本勝斗</u></p> <p>取締役 <u>奥田幹人</u></p> <p>取締役 <u>森本弘美</u></p> <p>代表取締役 <u>森本勝博</u></p> <p>代表取締役 <u>森本勝斗</u></p> <p>監査役 <u>森本鈴美</u></p>	<p>平成28年6月5日重任</p> <p>平成28年6月16日登記</p> <p>令和3年4月2日辞任</p> <p>令和3年7月21日登記</p> <p>平成28年6月5日重任</p> <p>平成28年6月16日登記</p> <p>令和3年3月8日森本勝人の名変更</p> <p>令和3年4月1日登記</p> <p>平成29年5月8日就任</p> <p>平成29年5月16日登記</p> <p>令和3年4月2日就任</p> <p>令和3年7月21日登記</p> <p>平成28年6月5日重任</p> <p>平成28年6月16日登記</p> <p>令和3年4月1日辞任</p> <p>令和3年4月1日登記</p> <p>平成28年6月5日重任</p> <p>平成28年6月16日登記</p>

奈良市八条一丁目814番地の5
森本工業株式会社

	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成28年 6月16日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年 7月25日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
(奈良地方法務局管轄)

令和3年 8月 3日
奈良地方法務局
登記官

南 英 樹



森本工業株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1条 当会社は、森本工業株式会社 と称する。

(目 的)

第 2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種土木建設工事並びに建築工事の設計、施工、監理、請負
2. 土地造成業
3. とび土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、塗装及び水道施設等の工事請負業
4. 造園工事業
5. 管工事及び電気工事業
6. 不動産の売買、仲介、斡旋並びに管理
7. 一般廃棄物、及び産業廃棄物の収集・運搬・処理
8. 一般貨物自動車運送事業
9. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3条 当会社は、本店を 奈良市 に置く。

(機関の設置)

第 4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告の方法)

第 5条 当会社の広告方法は、官報に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、3200株とする。

(株券の発行)

第 7 条 当会社の株式については、株券を発行する。

第 8 条 当会社の発行する株券は、1株券、5株券、10株券、50株券及び100株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第 9 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 10 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合は、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 12 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第14条 当会社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(株主総会決議事項)

第15条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。

(招 集)

第16条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる

(招集手続)

第17条 株主総会を収集するには、株主総会の日の1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を使用する事ができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(召集権者及び議長)

第18条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故

があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2行に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第20条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第22条 当会社の取締役は、3名以上5名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第23条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に存在する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

2 代表取締役会のうち1名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。

3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選任することができる。

4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選任することができる。

(取締役会の招集)

第26条 取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の5日前に発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

3 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、収集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第28条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

2 取締役又は監査役が取締役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

第29条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録

を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(監査役の権限の範囲)

第32条 当会社の監査役の権限の範囲は、会計に関するものに限る。

(員数)

第33条 当会社は監査役は、2名以上とする。

(選任及び解任の方法)

第34条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 監査役に解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(任期)

第35条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬については、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剩余金の配当等)

第38条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録にある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剩余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剩余金の配当を行うことができる。

(剩余金の配当の除斥期間)

第39条 剩余金の配当が、その支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第6章 附 則

(定款に定めない事項)

第40条 本定款に定めがない事項は、すべて会社法その他法令の定めと
ころによる。

会社法施行に伴う用字等の整理及び「会社法施行に伴う関係法律の整備等に
関する法律」により、当会社の定款に定めがあると看做されている事項等の整
備を行うため、並びに目的変更や取締役の任期の変更等の為、平成18年6月
25日臨時株主総会にて定款の一部変更決議を行う。

第2条 目的の追加、取締役・監査役の任期の変更のため、平成19年12月16日の臨時株主総会にて定款の一部変更決議を行う。

第10条・第12条2項・第27条の廃止、第14条・第22条・第41条の修正、その他必要な条項を行う為平成22年6月30日開催の株主総会にて定款変更決議を行う。

第2条 目的の追加の変更のため、令和3年4月1日の臨時株主総会にて定款の一部変更決議を行う。

令和3年8月3日

以上、本定款は、森本工業株式会社の現行定款に相違ありません。

本定款は、原本に相違ありません。

奈良市八条一丁目814番地の5

森本工業株式会社

代表取締役 森本 勝斗

